

高須町公園多目的広場の使用に関する注意事項

松阪市上下水道部

1. 使用許可の申請

多目的広場を使用しようとする者は、使用許可申請書により使用しようとする日の3か月前から当日までに、松阪市上下水道部上下水道総務課に申し込み、許可を受けなければならない。

2. 使用の許可

松阪市上下水道部は、使用許可申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可書を交付するものとする。なお、使用しようとする日時が競合するときは、申請書の受付順とする。

3. 使用時間

午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

4. 受付日及び時間

次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、電話・FAXによる予約受付は出来ません。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5. 行為の制限

多目的広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類すること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、多目的広場の全部又は一部を独占して使用すること。

6. 行為の禁止

多目的広場において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が許可したものについてはこの限りではない。

- (1) 多目的広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木等その他の植物を伐採採取又は損傷すること。
- (3) 自動車、バイク等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 風紀をみだし、又は他人に危害を加えるおそれのある行為をすること。
- (6) たき火等の危険のおそれのある行為をすること。
- (7) その他多目的広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

7. 特例使用

市が主催する事業や大会、イベント行事、地元自治会等が使用する場合は優先して特例使用を認める。

8. その他

利用者は、特に別紙【利用上の注意】を遵守すること。

【利用上の注意】

1. 申請利用目的以外には使わないでください。
2. 車は必ず所定の駐車場または管理者の指定する場所に駐車してください。
3. 皆さんの施設です。大切に使ってください。
4. 広場内の美化清掃に努めてください
5. ごみ箱は設置してありませんので、ゴミは必ず持ち帰ってください。
6. 広場内は全て禁煙です。また、火気厳禁（冬季のたき火、コンロの使用等）を守ってください。
7. 特定の用具を備え付けたり、樹木や構造物を傷つけたりしないでください。
8. 利用後の原状回復は、利用者の責任において行ってください。
9. 他の使用者に危険を及ぼす恐れがある、試合や大会などには使用しないでください。
10. ボール等が広場外へ出る可能性の高い利用は、周辺状況を考慮した利用方法としてください。
11. 近隣の民家や農耕者、キャンプ場施設利用者等に危害や迷惑をかけないように注意してください。（極端なかけ声や拡声器使用等、騒音苦情につながる行為等）
12. 他の使用者が相当部分に立ち入ることが出来なくなるような状況で利用する場合、また他の利用者の利用が可能でも相当部分を専用する場合は利用者で調整を図ってください。
13. トイレは、多目的広場西へ約 250m先のせせらぎ公園を利用してください。（裏面地図参照）オートキャンプ場内のトイレはキャンプ場利用者専用施設のため、使用される場合は、各々が入場料を支払っていただく必要があります。
14. 利用中に起きた事故（破損や負傷等）については、利用者が責任をもって対処してください。
15. 事故発生に備えて利用者はもちろん他の利用者等に対する傷害保険加入はあらかじめ利用者側で行い、万一事故発生の場合にはすみやかに対処してください。
16. 広場利用に伴う施設の破損及び事故等の処理は、利用者側で負担し、責任を持って対処してください。
17. 利用者の故意または過失によって、施設や設備、器具等を破損または紛失した場合は、それによって生じた損害を賠償していただくことがあります。

18. 市の事業や大会、イベント行事、地域行事等を優先して利用致しますので予めご了承ください。
19. 広場の施設管理のため、作業や管理車両等が走る場合はご協力をお願い致します。
20. 管理者が広場の管理上必要とする作業期間中の利用は出来ません。
21. この注意事項を守らなかった場合や、他の利用者の迷惑や危険となる行為及び、管理者の指示に従わない場合は、利用中止等の制限する場合があります、また、警察に連絡する事もあります。
22. 利用についての確認等、代表者に連絡がとれない場合は、利用をお断りすることがあります。

(連絡先)

松阪市上下水道部上下水道総務課

電 話 0598 - 53 - 4371

周辺地図

